

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第九項の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百八十一号（構内無線局の申請の単位を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後		改 正 前
無線局の運用の態様が次の条件を満たすものであること。	一 無線設備の用途及び周波数が、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の区分に基づき同一のものであること 又は九一八 <small>昭</small> 若しくは九一九・二 <small>昭</small> の周波数を使用する無線電力伝送用のもの及び九一六・八 <small>昭</small> 、九一八 <small>昭</small> 、九一九・二 <small>昭</small> 若しくは九二〇・四 <small>昭</small> の周波数を使用する移動体識別用のものを同一の移動範囲として運用すること。	一 無線設備の用途及び周波数が、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の区分に基づき同一のものであること	一 無線局の運用の態様が次の条件を満たすものであること。
二 機能上一体となつて一の通信系を構成するものであること（ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。）。	二 機能上一体となつて一の通信系を構成するものであること。	二 機能上一体となつて一の通信系を構成するものであること。	二 機能上一体となつて一の通信系を構成するものであること。